

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策（経済産業部）

（経済産業部）

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内の観光、小売、製造業者が大きな打撃を受けている。加えて、日米での株価の乱高下、不安定な為替相場など、経済状況の深刻さが増している。

また、県内企業の資金繰りは急速に悪化しており、緊急の金融支援が必要な状況となっている。このため、3月18日、2月議会において、令和2年度一般会計補正予算の議決を得て、県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応枠」の融資枠を500億円拡大する追加支援策を実施中である。

2 追加支援策

（1）追加支援策の内容

①融資枠の拡大

「新型コロナウイルス感染症対応枠」の融資枠を500億円拡大

②信用保証料の補助

SN4号・5号、危機関連保証を利用する場合、信用保証料の事業者負担をゼロとする

③融資限度額の引上げ

融資限度額を5,000万円から8,000万円に拡大

④融資利率の引下げ

融資利率を0.2%引下げ（市町に対しても利子補給を依頼）

（2）融資申込状況

○389件、約76億円（3月24日現在）

・業種別内訳（件数ベース）

業種	卸小売	製造業	飲食業	宿泊・ 旅行業	建設業	運輸業	その他
割合	26.2%	15.7%	14.1%	11.0%	9.3%	5.9%	17.8%

・地域別内訳（件数ベース）

地域	東部	中部	西部
割合	51.2%	30.3%	18.5%

（3）第3回経済対策会議の開催（3月27日 県、政令市、市長会・町村会）

経済変動対策貸付（追加金融支援）の申込状況、各市町の対応、国の緊急経済対策の検討状況等について、県・市町間で情報共有、意見交換を行い、今後の対応策の検討につなげる。

3 今後の対応

引き続き、国の緊急対策の動向を注視しつつ、新型コロナウイルスについて、事態が終息に向かうのか、長期化するのか、それぞれの場合に即した対応策の検討を急ぎ、機を逸することなく、迅速・的確な経済対策を講じていく。

県内産業の資金繰り悪化への追加金融支援の概要

資金名	経済変動対策貸付 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	
対象	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が悪化している中小企業者	
融資枠	500億円	
融資利率 (固定金利)	【セーフティネット(SN)4号、5号、危機関連保証の場合】	
	区分	
	SN 4号	直近1か月の売上が前年 同月比で20%以上減少 1.5%→ 1.3% (0.2%引下げ)
	SN 5号	直近1か月の売上が前年 同月比で10%以上減少 1.6%→ 1.4% (0.2%引下げ)
	危機 関連	直近1か月の売上が前年 同月比で15%以上減少 1.5%→ 1.3% (0.2%引下げ)
金利負担		市町に上乗せ利子補給を依頼
信用保証料	SN4号・5号保証、危機関連保証を利用する場合 事業者負担ゼロ	
融資限度額	5,000万円 → 8,000万円	
融資期間	10年以内 ※2年間(設備資金は3年間)の元金据置きが可能	
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・SN4号保証を利用する場合 3/18～6/1 (SN4号の指定期間: 3/2～6/1) ・SN5号保証を利用する場合 3/18～3/31 (SN5号の指定期間: 3/6～3/31 (延長あり)) ・危機関連保証を利用する場合 3/18～6/1 (危機関連保証の指定期間: 2/1～R3.1.31) 	
R2補正額	<p>補正額: 1,848百万円 (利子補給280百万円、保証料補助1,568百万円)</p> <p>債務負担: 2,159百万円 (利子補給1,689百万円、損失補償470百万円)</p>	